

## 8 - 5 免許場数

## ( 1 ) 酒類の製造免許場数

区 分	11年度 未免許 場数	新規免 許場数	免許取 消場数	免許消 滅場数	12 年 度					
					6kl 未満	6kl 以上	10kl 以上	60kl 以上	100kl 以上	
清 酒	21	-	4	-	1	-	1	1	3	
合 成 清 酒	4	-	-	-	×	×	×	×	×	
しょう ちゅう	甲 類	6	1	-	-	-	1	-	-	
	乙 類	8	-	-	-	2	-	3	1	
計	14	1	-	-	2	-	4	1	-	
み り ん	3	-	-	-	×	×	×	×	×	
ビ ー ル	38	1	-	-	2	1	14	10	6	
果 実 酒	果 実 酒	15	1	-	-	1	2	1	-	3
	甘 味 果 実 酒	10	-	-	-	2	-	2	1	-
計	25	1	-	-	3	2	3	1	3	
ウイ スキー類	ウイスキー	5	-	-	-	1	-	-	-	-
	ブランデー	5	-	-	-	3	1	-	-	1
計	10	-	-	-	4	1	-	-	1	
スピ リッツ類	スピリッツ	10	-	-	-	×	×	×	×	×
	原料用アルコール	5	-	-	-	×	×	×	×	×
計	15	-	-	-	1	1	-	2	-	
リ キ ュ ー ル 類	10	-	-	-	2	2	4	-	-	
雑 酒	発 泡 酒	17	2	-	-	×	×	×	×	×
	粉 末 酒	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の雑酒	2	-	-	1	×	×	×	×	×
計	20	2	-	1	5	6	4	1	-	
合 計	160	5	4	1	21	13	31	16	13	
各酒類を通じたもの	-	-	-	-	4	3	17	12	11	

調査対象等：酒税法第7条（酒類の製造免許）の規定により免許を受けた場数である。

調査時点：平成13年3月31日

用語の説明：1 「12年度未免許場数」欄は、製造免許を付与している酒類の種類（品目を含む。以下同じ）別及び製造数量規模別に示している。

2 「12年度未製造場数」欄は、複数の種類を製造している場合には、製造数量が最も多い酒類の種類に示している。

3 「各酒類を通じたもの」行は、1製造場ごとに当該製造場における合計製造数量に基づいて示している。

未 免 許 場 数								左のう ち試験 のため の免許 場 数	12年度 未製造 場 数	12年度 未製造 者 数	区分
200kl 以上	500kl 以上	1,000kl 以上	2,000kl 以上	5,000kl 以上	10,000 kl以上	休 造	合 計				
場 4	場 1	場 1	場 2	場 -	場 -	場 3	場 17	場 1	場 14	者 15	清
×	×	×	×	×	×	2	4	-	-	2	合成
-	-	2	-	2	1	1	7	1	4	3	甲
1	-	-	-	-	-	1	8	2	3	5	乙
1	-	2	-	2	1	2	15	3	7	8	計
×	×	×	×	×	×	-	3	-	-	2	み
-	-	1	1	-	4	-	39	2	34	31	ビ
2	1	-	1	-	-	5	16	2	11	12	果
-	-	-	-	-	-	5	10	-	-	5	甘
2	1	-	1	-	-	10	26	2	11	17	計
-	-	1	1	-	-	2	5	-	1	1	ウ
-	-	-	-	-	-	-	5	1	-	3	ブ
-	-	1	1	-	-	2	10	1	1	4	計
×	×	×	×	×	×	6	10	2	1	5	ス
×	×	×	×	×	×	3	5	1	-	2	原
-	-	1	-	-	1	9	15	3	1	7	計
-	-	-	-	-	-	2	10	1	1	7	リ
×	×	×	×	×	×	1	19	2	5	15	発
-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	1	粉
×	×	×	×	×	×	1	1	1	-	1	そ
-	-	-	-	-	2	3	21	4	5	17	計
8	2	7	6	2	8	33	160	17	74	110	合計
6	2	4	4	1	6	4	74	5	-	56	各